

# 2015年1月1日から相続税増税 相続対策はお早めに。

## 相続対策セミナー開催のご案内

賃貸住宅や二世帯住宅を建てることで相続対策効果が得られる場合があります。

セミナーでは相続への備えについて専門家の解説を含め、詳しくお話をいたします。どうぞお気軽にお申込みください。

### 相続対策の3つの方法

#### ① 賃貸住宅を 建てる

更地のままにしておくよりも、  
相続税を軽減できます。

#### ② 賃貸併用住宅を 建てる

相続対策効果のほかに、安定収入による  
自宅部分のローン返済軽減まで。

#### ③ 二世帯住宅を 建てる

「小規模宅地の特例」※の適用条件が  
緩和され、計画しやすくなりました。  
※自宅敷地の相続評価額が8割減になる制度

## 制震賃貸住宅エム・アセットなら、資産価値を長く保持



賃貸住宅2階建(テラスタイル)  
本体価格50万円~/坪あたり  
※当社モデルプランによる参考価格



GOOD DESIGN  
AWARD 2014

エム・アセットは2014年度の  
グッドデザイン賞を受賞しました。



### エム・アセットの特長

- ① 街並や敷地の条件、賃貸マーケットに合わせて  
一棟一棟トータルデザイン
- ② 制震システムを標準搭載。優れた耐震性能が、  
大切な資産の価値を長寿命化
- ③ 建物の構造耐力性能と防水性能を  
30年保証し、安定した賃貸経営を実現
- ④ 三菱地所グループのネットワークを活かした  
充実のサポート体制



お問い合わせ: 0120-171523

受付時間／9:30～18:00(水・日を除く)



三菱地所ホーム

# 首都圏では多くの家庭が相続税の課税対象へ

◎ 例えば、相続財産が9,000万円の場合

※法定相続人4人(配偶者1人、子3人)を想定 ※法定相続分で相続した場合(配偶者の納付額はゼロ)

いままで	
基礎控除	5,000万円 + (法定相続人 × 1,000万円)
相続税の支払額	0円

基礎控除:  $5,000\text{万円} + (4 \times 1,000\text{万円}) = 9,000\text{万円}$ となり、相続財産が9,000万円以内なら相続税を支払う必要はありません。

2015年1月から

基礎控除縮小	3,000万円 + (法定相続人 × 600万円)
相続税の支払額	200万円

基礎控除:  $3,000\text{万円} + (4 \times 600\text{万円}) = 5,400\text{万円}$ となり、9,000万円 - 5,400万円 = 3,600万円が相続税の対象額に。この場合、法定相続人が支払う相続税の総額は200万円になります。

4/4 (土)  
13:30 開場  
14:00 開演

大好評

## 将来に備える 相続対策セミナー

会場: 三菱ビル 10F コンファレンススクエア Mプラス

◆先着50名様 ◆参加費無料 ◆予約制

第1部

14:10~15:20

相続税増税の影響は?  
税理士が解説する  
税制改正と対策ポイント

[講師]

TOMAコンサルタンツグループ株式会社  
事業財産承継部 部長 税理士

佐藤 徹 氏

第2部

15:20~16:00

長期安定経営を実現  
入居に強い賃貸住宅の建て方

三菱地所ホーム株式会社

個別相談のご希望の方はご予約の際にお申し込み下さい。

※託児サービスは行っておりません。ご了承ください。

参加お申し込み・お問い合わせ  
三菱地所ホーム株式会社 イベント事務局

0120-171523  
受付時間/9:30~18:00(水・日を除く)  
E-mail:cseigyo@mjhome.co.jp

セミナー会場

東京都千代田区丸の内2-5-2

三菱ビル10F「コンファレンススクエアMプラス」



〈相続対策のこと〉

三菱地所ホームに  
聞きに行こう。



三菱地所ホーム